

2024年1月

1～3年次生の皆さまへ

敬和学園大学

「令和6年能登半島地震」特別措置実施要領（在学生向け）および見舞金贈呈について

このたびの「令和6年能登半島地震」で被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

敬和学園大学では、この地震で被災し、経済的に修学が困難になった学生に対して、授業料減免等の措置を実施することになりましたので、お知らせいたします。

対象となる学生は、下記の実施要領等に基づき申請してください。

記

1. 対象者

「令和6年能登半島地震」により被災し、経済的に修学が困難な本学1～3年生

2. 特別措置の内容

(1) 授業料の減免

「令和6年能登半島地震」による被災により、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、表1に記載の措置を行う。

- ① 学生もしくは主たる家計支持者の住宅が損壊し、罹災証明書が発行できる場合（表1の①、④、⑥、⑦参照）。なお、罹災証明書の発行は後日でも可。
 - ② 主たる家計支持者が死亡もしくは行方不明の場合（表1の②参照）。
 - ③ 主たる家計支持者の勤務先や自営店舗などが地震の影響を受け、休業もしくは操業自粛・出荷停止・作付け不能などとなり、収入・所得が地震前より大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
 - ④ 主たる家計支持者が、政府や自治体からの避難指示・要請もしくは自主避難により勤務ができないため、収入・所得が地震前を大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
 - ⑤ その者の主たる家計支持者が、被災による疾病や怪我により勤務できないため、収入・所得が地震前より大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
- ※上記①～⑤は重複して適用しない。また、他の学費減免措置と重複して減免は行わない。

(表1)

区分	減免内容
① 自宅全壊（大規模半壊を含む） ② 死亡・行方不明 ③ 収入・所得の減少（50%以上）	授業料全額（690,000円）免除 ※免除期間は最短修業年限（2024年度前期より）
④ 自宅半壊 ⑤ 収入・所得の減少（30%以上 50%未満）	授業料半額（345,000円）免除 ※免除期間は最短修業年限（2024年度前期より）
⑥ 自宅一部損壊 ⑦ 自宅床上浸水 ⑧ 収入・所得の減少（10%以上 30%未満）	授業料の3分の1（230,000円）免除 ※免除期間は1年（2024年度前期より）

ただし、前項の規定に関わらず、申請時における主たる家計支持者の収入が、下表に定める基準額以上の場合は、申請資格がないものとする。

《主たる家計支持者の家計基準》

給与所得者	8,410,000 円
給与所得者以外	3,550,000 円

(2) 学納金の延納

対象者で学納金の延納を希望する場合は、個別に対応する。

(3) 減免措置の継続基準（翌年次以降）

(1) の（表1）の①～⑤に該当するもので、学納金の減免措置の継続を希望する者については下記の手続によりその可否を決定する。

継続 審査	継続を希望する者は、次の書類を提出の上、審査を受けるものとする。 ① 主たる家計支持者を含む世帯全員の所得を証明する書類。 ② その他必要とする書類。
継続 基準	次の基準を原則として、総合的に継続の可否を決定する。 ① 成績基準として、前年度の GPA が 1.0 以上で標準修得単位数の 70% 以上を修得。 ② 継続年次の収入・所得の状況が、入学年次（または前年度）に比較し改善が見込まれない場合は、当初適用の特別措置を継続する。 ③ 継続年次の収入・所得の状況が、入学年次（または前年度）に比較し改善が見込まれる場合は、その程度により当初適用の特別措置を中断または変更することがある。

2. 見舞金贈呈

(1) 対象者 申告に基づき、見舞金が相当と判断される者（特別措置先を含む）

(2) 金額 一人 10,000 円

3. 提出書類

(1) 授業料等減免申請書

(2) 罹災証明書

(3) 所得課税証明書

以上